平成２１年（フ）第１２１号
広島県呉市溝路町９番６号
債務者　河野　秀吉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６６号
広島県呉市焼山本庄２丁目７番８号
債務者　川端めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６９号
広島県呉市焼山松ヶ丘２丁目11番14号
債務者　森光　新二
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７０号
広島県呉市焼山松ヶ丘２丁目11番14号
債務者　森光　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７１号
広島県呉市焼山宮ヶ迫１丁目39番２号
債務者　辻　　敏博
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３６号
山口県下関市細江町１丁目２番15号
債務者　横山　秀隆
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
山口県下関市彦島弟子待町３丁目５番１号
債務者　蔦濵　　努
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
山口県下関市彦島弟子待町３丁目５番１号
債務者　蔦濵　麻衣
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
山口県山陽小野田市叶松２丁目10番25号、前住所山口県下関市綾羅木新町１丁目10番25号
債務者　玉田洋こと　鄭　　大吉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
熊本県天草市亀場町亀川236番地12
債務者　水本美智也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１９１号
宮城県栗原市志波姫沼崎大谷地５番地８　市営大谷地住宅１―108号、前住所東京都大田区東蒲田１丁目22番６号　ヤヅハイツ103
債務者　白鳥　明裕
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
富山市堀川小泉町828番地16　クローネ堀川306号、前住所富山市秋吉６番地
債務者　秋濃　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
岐阜市鍵屋西町１丁目２番地コーポ片山301号室
債務者　吉田　富雄
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3482番地
債務者　髙島　正人
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６３号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋２丁目229番地レオパレスライズワン104号室
債務者　江田　和美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７０号
岐阜市折立265番地マンション久世１Ｆ６号室
債務者　伊藤まさ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
岐阜市東鶉１丁目50番地１メジャーワン201号室
債務者　松島あゆみ（旧姓西元）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
兵庫県宝塚市泉町４番１―402号
債務者　葛谷　由香
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部